

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、随時
監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年7月7日

南三陸町監査委員 芳賀 長恒

南三陸町監査委員 及川 幸子

(別紙)

1 はじめに

本監査は、町が施工した土木、建築等の工事について、契約事務等の一連の関係事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼とし、南三陸町監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠し、実施したものである。

2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 及川幸子

3 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

4 監査の対象

令和3年度施工工事（1件100万円以上、繰越工事を含む。）に係る書類等

5 監査の評価項目（着眼点）

- (1) 起工から工事完了までの一連の事務処理は、適正に行われているか
- (2) 契約書等関係書類は整備されているか
- (3) 契約の内容は適正か
- (4) 議会の議決を要する契約について、仮契約から本契約までの事務処理は、適正に行われているか
- (5) 変更契約における事務処理は、適正に行われているか

6 監査の実施内容

- (1) 監査の期間 令和4年6月2日（木）～ 令和4年6月21日（火）
- (2) 監査の方法 令和3年度に施工した工事（1件100万円以上、繰越工事を含む。）のうちから任意に抽出した監査対象工事（別紙）の関係書類の提出を求め、その提出された書類について、一連の事務手続を調査し、必要に応じ関係職員から疑義事項について聴取した。

7 監査の結果

本監査は、町長部局及び教育委員会部局が実施し、令和3年度中に完成した工事（1件100万円以上、繰越工事を含む。）141件のうちから14件を任意に抽出し、実施したものである。

監査の結果、工事の施工に関し必要となる手続及び関係書類の整備については、多くの工事において、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部の工事において、不適正な事務が執り行われていたことが認められた。

なお、監査において確認した指摘事項については、その重要度を勘案した上で、必要に応じ、所管する部署の長に対し口頭により伝え、注意を促すとともに、指摘事項に対する対応等について、文書をもって回答するよう求めた。

8 結び

今回の随時監査（工事関係書類等監査）は、工事の施工に係る事務手続が適正に行われているか、関係書類が整備されているか等を主眼として実施したものである。

監査の結果に記載したとおり、今回監査を行った工事は全体の約10%に過ぎない14件である。にもかかわらず、その全ての工事について何らかの指摘事項があったものであり、監査対象とした工事以外の工事について、指摘事項と同様・類似の「指摘されるべき事項」がないかを調査等されることを切望するとともに、今後、工事関係事務の適正な執行に一層の意を用いられることを期待し、結びとする。

工事関係書類等監査対象工事

NO	所 管 課	工 事 名
1	総務課	南三陸町消防団拠点施設等整備工事（水口沢班）
2	企画課	令和3年度南三陸町役場仮庁舎解体工事
3	環境対策課	令和3年度平成の森照明設備LED化工事
4	農林水産課	令和元年台風19号農業用施設（入大船沢地区）災害復旧工事
5	商工観光課	新型コロナウイルス対策キャビン建設等工事
6	建設課	令和3年度町道桜葉沢線災害復旧町単工事
7		平成30年度西戸橋橋梁災害復旧工事
8		令和元年度普通河川桜葉川河川災害復旧工事
9		令和3年度漁港機能増進事業港漁港滑り材等設置工事
10		令和3年度町営大森B住宅解体工事
11	上下水道事業所	令和元年度中在浄水場他築造工事
12		令和2年度柘沢地区配水管布設等工事（1工区）
13		令和2年度入谷地区台風19号配水管復旧工事（その1）
14	教育委員会事務局	令和3年度平成の森野球場内野芝生席改良工事